

平成16年度 国立大学法人岡山大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1. 教育成果の検証のための調査専門委員会を設置して、入試成績、学業成績及び就職状況等の基礎データ項目を精選し、検証方法を確立する。
2. 入試成績、学業成績、就職状況等データの収集を行い相互関連の分析を行い、教育成果の向上に資する。
3. 学生・教員による授業評価を拡充し、教育の改善を図る。
4. 卒業生に対し教育方法・内容等に関するアンケート調査を実施する。
5. 教育に関する具体的な到達目標の策定（全学及び部局）を行う。
6. 到達目標の達成のためのカリキュラムの改善・整備を行う。
7. 成績の平均点による評価方法のGPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度の導入を検討する。
8. 新たに1学年から3学年までの学生を対象に、成績優秀学生の学長表彰を行う。
9. 進路指導体制（就職、資格試験等）の整備を行い、就職状況の実態を把握し、就職率向上への具体案を検討する。
10. 学生に対し総合的に支援する組織「教育・学生支援機構」を設置する。
11. 授業内容・方法を改善し、教授能力を向上させるための研修会またはシンポジウム等を企画する。

[学士教育]

i (教養教育)

12. 教養教育の体系（科目区分並びにそれらの下位領域構成、専門科目との関連）を確認並びに修正する。
13. 履修モデルの作成とともに、履修基準を明確にし（最低履修単位数の設定）履修指導の充実を図る。
14. 全学生が履修する人間形成のための主題科目の領域区分を決定（確認）し、各学部（学科）におけるカリキュラム上の位置付けを明確にする。

15. 授業担当教員並びに担当コマ数の確認及び開講コマ数、授業方法、成績評価基準等の調整を行う。

16. 履修状況並びに教育成果の点検・評価を行う。

17. 外国語（特に英語）の能力別クラスを編成するためのプレースメントテストを実施し、達成度評価の検討を行う。

18. 外国語教育（特にコミュニケーション能力）の質的向上のため、全学生に対しネイティブ・スピーカーによる講義を準備し、特色あるカリキュラムを作成する。

19. 学生と教員の「対話と議論」を重視した授業を充実させる。

20. 学生による自主的活動のうち、適切な内容の活動（ボランティア活動、学内自主演習等）について教養教育としての単位の認定を実施するため、活動内容の選定、認定基準・認定範囲の検討を行う。

21. 各学部が実施する専門基礎科目等の一部を再編成し、教養教育科目として開設する。

ii（学部専門教育）

22. 履修モデルの作成とともに、履修指導体制を整備する。

23. 専門分野での先進知識の教育の充実のために、TAを適切かつ効果的・積極的に活用し、教育体制の充実を図る。

24. 専門分野ごとにコア・カリキュラムを作成し、必要に応じ学生に提示する。

25. 学生が学習状況を自己モニターできるための指導体制を整える。

26. 専門教育のガイダンス科目の充実を図る。

27. 各専門分野における教育の強化充実のため、大学院生との連携を図る。

28. 学生のプレゼンテーション能力の向上を図る。教育研究等関連機関等が参加する研究発表の機会を増加させる。

29. 教員の人的充足状況の点検・評価を実施する。併せて、非常勤講師の現状とあり方について精査、検討する。

30. 教育実施体制の強化・充実等のためにシラバス（成績の絶対評価基準を含む）の整備を行う。

31. 外書講読等の演習の充実により専門分野に関する外国語教育の充実を図る。

32. インターンシップ等の受け入れ機関等の開拓とともに受け入れ機関等と密接な連携を取り、質的向上を図る。

33. 医歯学においては、患者中心の人間の医療人の育成を目指し、医の倫理学、心理学等の専門科目への導入、臨床教育の充実を図る。

34. 国際化、学際化等に対応する教育科目の導入を図る。

35. 社会福祉士取得のためのコース設置を検討する。

【大学院教育】

36. 大学間・部局間協定締結の海外提携大学院との交換留学制度、単位互換制度等を強化し、国際的学術の急速な高度化に対応する。

37. カリキュラム等の外部評価を積極的に実施する。

38. 長期履修制度を利用する社会人に配慮したカリキュラムを設計し、フレックス・タイム制の導入を検討する。

39. 課題研究の単位認定に際し履修基準等を検討する。

（２）教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

40. 各学部・学科等の教育目標と入学者受入れ方針を策定し、公表する。

41. 入試に関する情報を集中的に管理し、受験生に必要な情報がホームページ等により学内外に迅速に提供できるシステムを検討する。

42. 高等学校進路指導担当教員対象の入試説明会を開催し、岡山大学の教育内容・入試制度を積極的にアピールする。

43. 高校教育と大学教育の密接な連携を図る。

44. 本学受験生の大学入試センター試験結果と個別学力検査結果についてのデータ整理と試験結果の分析を行う。

45. 国内外の大学で実施しているAO入試制度について調査検討し、本学に最適なAO入試（マッチング入試を含む）の具体的な方法を検討する。

46. 入学後に転学部や転学科を希望する学生のための具体的方策を検討する。

2) 教育課程に関する具体的方策

47. 社会が要請する人材のあるべき具体像，特に専門家として卒業時に獲得しているべき具体的な学識を明確にする。

48. 専門科目を体系的かつ効果的に履修させるため専門教育カリキュラムの階層化を進めるとともに，シラバス等に各科目の履修要件を明確にする。

49. 他学部開講科目の履修を容易にするための方策を具体化する。

50. 重専攻制・副専攻制の導入を検討するため，学部間にわたる副専攻制を導入するに当たっての問題点の分析を行う。

51. マッチングプログラム（オーダーメイド的履修プログラム）教育の導入に向けて，教育実施体制，カリキュラム内容等の検討を行う。

52. 学士・大学院課程間のカリキュラムの有機的な連携を強化するため，大学院課程の開講科目と教授内容を点検し，カリキュラム改革を進める。

3) 教育方法に関する具体的方策

53. 一クラスの人数や授業形態と教育効果の関係について調査，分析を行う。

54. 授業へのIT技術の導入を促進するための講習会，研究会等を開催する。

55. 教室外での自主学習の支援手段としてWebベースの教育支援ソフトの導入を検討する。

56. 教育開発センターを中心に効果的な教育内容，教授法等に関する検討を行う。

57. 各学部は，成績不振等の学生に対して，積極的に適切な指導を行う。そのための方策を検討する。

4) 成績評価に関する具体的方策

58. 全ての開講科目について成績評価基準を明示し，その厳格な適用を図る。

59. 全ての開講科目について成績評価方法をシラバスにより公表する。

【大学院課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

60. 各研究科・専攻は，教育目標と入学者受入れ方針を明確にする。

61. 国内外から広く優秀な学生を集めるための方策を検討する。

2) 教育課程に関する具体的方策

62. コア・カリキュラムの確立とカリキュラムの体系化を図る。各研究科・専攻は、開講授業科目及び授業内容が教育目標に照らして適切なものになっているか否かを点検し、改善を図る。

3) 教育方法に関する具体的方策

63. 各研究科・専攻は、授業形態や指導方法と教育効果の関係を点検する体制を整備し、常に最適な授業形態、指導方法の採用に努める。

64. 各研究科・専攻は、全ての開講科目について具体的にシラバスの作成を推進する。

65. 大学院教育の国際化を一層推進するため、英語による授業の拡大を図る。

66. 国内外の教育研究機関と連携し、教育研究の交流を促進する。

67. 交換プログラム等により本学学生が国外の大学へ留学する場合の準備教育を充実させる。

4) 成績評価に関する具体的方策

68. 各研究科・専攻は、全ての開講科目について成績評価基準をシラバス等に明示し、その厳格な適用を図る。

69. 学生による研究成果の学会発表や論文発表を、適切に評価する方法並びに制度を検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教員組織編成に関する具体的方策

70. 教員人事運用の機動性を実現するため、全学及び部局の教員一元化を図る。

71. 優秀な外国人を教員として採用する積極策を検討する。

2) 教育環境の整備に関する具体的方策

72. 遠隔学習・生涯教育・在宅型教育・オンデマンド型教育等のITを活用する教育を実施するための検討を行う。

73. 図書館の充実、適正な活用を具体的に検討する。

74. 大学が保有するデジタル情報の一元的管理、運営システムを構築する。

3) 教育の質の改善に関する具体的方策

75. 授業評価アンケート及び教員の個人評価に基づき、教員の教授能力の評価システムの構築を推進する

76. 適当なレビューアーによる授業観察に基づく評価の導入を計画する。

4) 教材, 学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

77. 既にWeb化されたシラバスの一層有効な活用法を策定する。

78. FDに関するシンポジウム, セミナー等を定期的で開催する。

79. 授業方法の改善のため授業観察レビューアー(CWR)の育成を検討する。

80. 学生・教員FD検討会の活動を拡充し, 必要な支援体制を整備する。

5) 全国共同教育, 学内共同教育等に関する具体的方策

81. 遠隔教育システムの整備や連合大学院をはじめとして, 他大学との共同教育体制の機能的充実を図ることにより, 高度化された知識集約型社会の要請に応える新規卒業資格の導入が可能となるか否かについて, 学部・学科毎に検討を開始する。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

82. 各学部は全学の基礎教育(教養教育)を分担し, 3系基礎分野の全学教育に積極的に貢献する。

83. スペシャリスト育成のため, 学部教育プログラムとそれに連動する大学院教育プログラムの連携を図り, 強化プログラムの策定の検討を開始する。

84. 法曹養成が法学部の任務から法務研究科に移行することに伴い, 法学部の教育目的は法学・政治学的素養を持った職業人の養成に重点を置くこととなる。このために必要な教育体系については, 法務研究科と連携して, 法学部(総務委員会)において検討を開始する。

85. 文学研究科, 法学研究科, 経済学研究科と文化科学研究科を統合・再編し, 併せて, 教育学研究科との連携を強化する。

86. 国際標準の教育レベルを質的に保証するため, 教育プログラム認定機構の認定審査を受ける方向を基本的に設定する。

87. 卒前臨床実習, 卒後臨床教育等の研修プログラムの管理計画の充実について関係学部・研究科において検討する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

88. 成績不振学生の実態を把握し, 支援体制を検討する。

89. アカデミック・アドバイザー制の導入およびオフィス・アワー制の充実を図る。

90. ボランティア教育の実施に向けて、そのあり方と現状についての調査を行う。

91. 課外活動施設を含めた学習環境の実態調査を実施する。

92. 学内の福利厚生施設の運営を定期的に点検する体制を整備する。

2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

93. 「学生カウンセリング室（学生生活支援）」設置場所、規模等の基本事項を確定する。

94. 学生ボランティアによるピアサポート体制整備を充実させる。

95. 学生相談室の役割・機能についての教職員・学生に対するアンケートの実施とそれに基づく分析を行う。

96. 進路指導・就職活動支援体制についての実態調査を実施する。

97. キャリア教育、各種資格取得教育に関する市場動向調査に関し、外部組織（官庁、民間企業等）との連携を検討する。

98. ビジネス・スクール設置のための社会的ニーズに関する調査項目・方法を確定する。

99. 卒業生ネットワーク（同窓会組織等）の現状とそのあり方について調査する。

100. 学生の心身の健康を保持増進するためのメンタルヘルスネットワークを構築する。

101. 障害者に対するバリアフリー等の現状についての調査・分析を行う。

3) 経済的支援に関する具体的方策

102. 法務研究科における奨学金制度を整備する。

103. 現在の経済的支援制度の見直しを行うとともに、成績優秀者あるいは入学試験優秀者等に対する授業料免除制度等優遇措置の検討を行う。

4) 社会人・留学生等に対する配慮に関する具体的方策

104. 留学生センターによる留学生支援に関する現状調査を行い、補講授業等の一層の改善を図る。

105. 外国人留学生等に対して、日本伝統文化を理解する機会を企画するなどサービスの向上に努める。

106. 現職教員等のリカレント教育に関しては、県教育委員会等と連携して円滑な学習が可能となるようなシステムを構築する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

107. 研究活動と研究成果の検証のために必要な論文数等の基礎データ項目を精選し、検証方法を決定する。

108. 個々の学術分野の果たすべき目標の明確化と高度中核研究拠点構築のために必要な基礎データ項目を精選し、分析する。

109. 先導的・独創的・学際的研究、個性あるプロジェクト研究策定のために必要な基礎データ項目を精選し、分析する。

110. 研究の活性化と個性ある展開を推進するため、研究推進・産学官連携機構が全学的な指導支援を行う。

2) 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

111. 「岡山大学重点プロジェクト」策定を行うとともに、全学的研究活動改善に反映させるため学内COEプロジェクトを発足させる。

112. 採択された21世紀COEプロジェクトへの重点的支援を実施する。

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

113. 産学官共同研究の強化を強力に推進する。

114. 産学官共同研究の強化を図るため、研究推進・産学官連携機構が全学的な指導支援を行う。

115. 研究者データベースの改善に取り組む。

4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

116. 客観的研究成果の評価のために必要な基礎データ項目を確定し、分析方法を決定する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究者等の配置に関する具体的方策

117. 各研究領域の発展に合わせて、先進で斬新かつ、優秀な研究者を確保するとともに流動性を促進するため、公募制、任期制の採用、または導入を検討する。

118. 組織改編と研究者再配置を可能にするため教員の重点配置を実施する。実施にあたって、本学の個性と特色ある研究の展開を支援する方向で行う。

2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

1 1 9. 運営費交付金のうち、特別配分経費を設定し、これを「岡山大学重点プロジェクト」の推進に充てる。

1 2 0. 積極的な外部資金獲得のインセンティブとなるよう、研究推進・産学官連携機構が獲得者の研究支援を行う。

3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1 2 1. 恒久的基幹設備である高額分析機器等の共同利用を促進するための方針を策定する。

1 2 2. 学術情報基盤としての情報システム（ネットワーク等及び電子ジャーナル等）の整備を推進する。

1 2 3. 研究に必要な施設整備に当たって、オープン・ラボラトリーの面積として、新営建物の20%程度を標準として確保する。

4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

1 2 4. 研究推進・産学官連携機構（知的財産本部）を中心として、知的財産の創出等の企画・立案、実施を行う。

1 2 5. 全学に対して、特許等知的財産の創出・取得の実際について啓蒙し、相談業務を実施する。

1 2 6. 特許等知的財産の創出・取得の実際についてマニュアル、ホームページを整備する。

1 2 7. 研究推進・産学官連携機構（知的財産本部）を中心に、特許等知的財産の資料等を蓄積しつつ、項目案作りを行う。併せて、岡山TLOとの連携を強化する。

1 2 8. 知的財産の創生、活用の各種指標の目標値を設定する。

5) 研究の質の向上システム等に関する具体的方策

1 2 9. 個性ある学際的研究を推進するため、特別配分経費に「学内COE経費」の枠を設け、重点的な資金配分を実施する。

6) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

1 3 0. 国内・国際共同研究を押し進め、固体地球研究センター等の研究分野における国際研究拠点形成を推進する。

1 3 1. 国際的な共同研究促進及び全国共同利用施設の利用促進のため、省庁関係研究施設、文部科学省関係の研究機関等の情報をホームページ等で提供する。

132. 各学内共同利用施設は、当該分野の共同研究を促進する広報活動を充実する。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

133. 各学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制を支える設備機器の現状を調査し、そのうえで効率的な活用方法を検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 社会との連携、協力に関する具体的方策

134. 地域教育機関との連携強化のための基礎データの収集、管理・分析方法を確立する。

135. 地域貢献事業を推進するためにリエゾン機能を活用する。

136. 地域貢献事業のフォーラム、公開講座等を実施する。

137. 市民の生涯学習推進を図るため、基礎データ管理・分析方法を確立する。

138. 生涯学習拠点化促進に必要な基礎データ項目を確定し、収集方法を決定する。

2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

139. ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーが産学連携・ベンチャー起業の支援事業を行う。

140. 共同研究等の受入れから契約までの一連の手続きを迅速化するため、その方法を確立する。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

141. 学術交流・単位互換を推進するため、連絡協議会（仮称）を設立する。

4) 国際交流等に関する具体的方策

142. 国際交流推進機構を設置し、全学的見地から国際交流を戦略的・効率的に推進する。

143. 外国人研究者、留学生の受入れ体制の充実のため、快適な住環境の提供、奨学金等経済的支援の拡充を図る方策を検討する。

144. 留学生センターの支援機能の充実のため、留学生の日本語能力等を把握し、より一層の授業内容の見直しを図る。

145. 短期留学プログラムを推進するために、過去の受入れ実績、留学生の意識等調査を行い、推進方法を検討する。

146. 留学生の相談機能を充実するため、過去の相談内容を詳細に分析し、あらゆる事項に対応し得る体制の強化を検討する。

147. 大学間・部局間協定締結の促進とともに、その内容の充実を図る。

148. 夏期海外語学研修制度を充実させるための方策を検討する。

149. 国際交流協定校等との連携・協力により、事務職員を相互に受入れ・派遣する制度の整備を検討する。

150. ITを活用し、本学の学術情報を海外に積極的に発信し、国際的な広報及び情報収集を一層推進する情報ネットワーク基盤整備に努力する。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

151. 海外の大学、研究機関との国際共同研究や、研究プロジェクトを推進するための支援体制を整備する方策を具体化する。

152. 岡山大学関係者主催の国際会議開催を支援する体制を整備する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 患者中心の人間の医療環境の創生に関する具体的方策

153. 患者の移動時間や待ち時間の短縮のため、中央部門等の再配置や中央採血体制の充実と検査の中央化について検討を進める。

154. 外来受診での受付から診療開始、診療終了までの手続きの電子化をさらに進める。

155. 電話やFAXを利用し、紹介患者や初診患者の外来診療や入院の予約を進める。

156. 救急部との連携や協力体制を得て、全診療科対応が可能な診療体制の構築に向け検討を進める。

157. 患者自身の学習を支援するための教材を収集し、整備する。

158. 医療サービス課地域医療連携室は、総合患者支援センター、各診療科の協力の下、地域連携体制の整備を進めるとともに、増加する医療相談等に対応する体制を整備する。

159. 入院時及び退院後の支援を行うため、栄養支援、オストメイト支援の他に、新たに皮膚ケア、糖尿病ケア、疼痛ケア、化学療法ケア、口腔ケア（DHを含む。）等に対応し得る専門的チームの立ち上げを準備する。

160. 患者サービスの向上に資するための病院ボランティアの意義を全学的に広報し、学内外から広くボランティアを募集する。また、一般ボランティア、職能ボランティアに対する研修を定期的実施する。

161. 岡山県など行政とタイアップして、遠隔地医療支援ネットワークの構築に向け検討を進める。

2) 高度先進医療の提供，先端医療の開発並びに臨床研究の推進に関する具体的方策

162. 臓器移植を推進するため，ドナー・コーディネーター，レシピエント・コーディネーター，メディカル・ソーシャルワーカー等の整備を進める。

163. 重症心疾患患者等の手術体制を整備するとともに，CCUの増床を検討する。

164. 遺伝子・細胞治療センターを拠点としてナノバイオ標的医療の開発を進める。

165. 学外医療機関等との共同研究，共同開発などの推進のため，先端医療の領域で医師主導臨床試験を主催ないし参画して実施する。

166. 臨床治験支援センターで大学院生を受け入れ，治験実施上の問題点を含め治験を実施する上での課題研究を実施する。

3) 良質な医療人の育成に関する具体的方策

167. 医学部，歯学部と連携して医療教育・卒後臨床研修センター（仮称）の設置を検討する。

168. 卒後臨床研修必修化に対応した，教育プログラムの作成と評価システムの充実・改善を図る。

169. 救命救急技術修得のため，BLS（一次救命措置）及びACLS（二次救命措置）を含めた臨床実技修得の場の確保を図り，医師・歯科医師・研修医・看護師等医療従事者並びに学外の医師会，歯科医師会及び消防署員がBLS，ACLSを実施できるためのコースを開催する。

170. 学部学生の基本的な臨床能力の習得を目的として，実習計画に基づき本院並びに協力病院と連携して，クリニカルクラークシップを実施する。

171. 地域医療・保健研修に関する協力体制を，地域の医師会・歯科医師会及び医療施設・保健施設の協力の下に築き，地域に根ざした医療人の育成を図る。

4) 効率的・効果的医療環境の構築に関する具体的方策

172. 血液浄化療法部及び光学医療診療部の設備を充実する。

173. 厚生労働省が推進する「健やか親子21推進体制」の一環として岡山県が事業展開する「不妊治療対策事業」の委託を受け，不妊専門相談センター（不妊，不育とこころの相談室）を設置する。

174. 地域の救急医療に資するため、救命救急センター設置に関し、県及び医師会との意見調整を行う。

175. 重症救急患者の受け入れを進めるため、ヘリポートの整備を進める。

176. 救急医療教育の一環として、医師及び医学生の救急車同乗を実施する。

177. 患者サービスの改善向上を図るため、退院時患者アンケートなどを通じて、患者のニーズを把握し、サービス改善のためのシステムを整備する。

178. 職員の接遇に対する意識高揚を図るため、接遇マニュアルを作成するとともに、各職場における接遇の努力目標を掲げる。

179. 調剤技術の向上、薬剤師間の相互協力を推進するため、院外薬局に対する研修・実習を病院として実施する。

180. ラダー制度（看護実践・看護管理）を導入し、それに対応した教育プログラムを作成し実施する。

181. 医療事故を防止するため、医療安全管理部への専任の医師の配置を検討する。

182. 病院情報システムの利用による安全な医療の推進を行う（バーコードによる薬品、患者、職員照合など）。

183. 医療安全管理の指針やマニュアルの整備・充実・改訂を継続的に行う。

5) 病院の管理体制の強化に関する具体的方策

184. 強いリーダーシップを発揮できるよう、病院長の病院人事権と予算の配分裁量権を強化する。関連して、病院長の専任化についても検討を進める。

6) 病院の運営体制の強化、外部評価システムの構築等に関する具体的方策

185. 病院運営体制を強化するため、経営委員会へ外部委員を参加させる。

186. 日本医療機能評価機構による評価の受審準備を行う。

187. クリティカルパス策定委員会を設置し、クリティカルパスのメンテナンスシステムを検討し、標準化を推進する。

7) 医療資源の効率的運用に関する具体的方策

188. 病院職員のコスト意識改革について、各種委員会を通じて継続的に啓発する。

189. 事務の簡素化・迅速化を図るため、アンケート調査などにより現状分

析を実施し、業務量の平均化・平準化を図る。

8) 教育の質の向上に関する具体的方策

190. 卒後臨床研修プログラム検討部会において卒後臨床研修の必修化に呼応したカリキュラムを作成する。

191. 医療薬学教育並びに実習の充実を図るため、教育並びに実習のあり方を薬学部と具体的に協議する。

192. 卒前・卒後臨床研修、医学歯学教育、医療技術、生涯教育等をテーマとした教育指導者ワークショップを定期的開催する。

9) 施設・設備の整備に関する具体的方策

193. 病院の中・長期計画における施設・設備の効率的・効果的運用について、委員会を設置し検討する。

194. 臨床検査用、放射線検査用など各種機械設備の整備を検討する委員会を設置し、調査・分析を行い整備・更新計画を検討する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

195. 学部と附属学校園間の共同授業、相互乗り入れ授業等の実施体制を検討する。

196. 附属教育実践総合センターと共同して、教育実習カリキュラムの評価及び分析を行う。

197. 「日常的な教育実習」ともいべきボランティア実習を制度化するためのルールを作成する。

2) 学校運営の改善に関する具体的方策

198. 学部と附属学校園が連携して行う教育・研究全般、管理運営等の企画運営のため、現在の運営組織（教育学部・附属学校連絡協議会及び同運営委員会）の機能、役割を点検・評価する。

199. 附属学校園事故防止マニュアルを作成する。それに基づく研究会・講習会を実施する。

200. 学部・附属学校園研究発表会、授業公開を実施する。

3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

201. 入学者受入方針を策定する。そのためのWGを設置する。

4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

202. 公立学校（岡山県教育委員会、岡山市教育委員会など）との人事交流を引き続き実施し、活性化を図る。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

203. 学長、理事、役員会と部局長、部局の連携機能を構築・強化する。

204. 役員会（理事）・学長室の体制確立と大学運営の企画立案等を行う事務部門を設置する。

205. 事務職員の人事管理の一元化・重点配置数の確保を実現し、機動的な事務部への再編を行う。

206. 評価の組織として、評価センターの設置及び専任教員の配置を行い、評価システムを構築する。

207. 定員を全学的に管理し、毎年度、組織ごとに必要数を設定し、配置する。

208. 中期目標・中期計画に基づいた予算編成を行う。

209. 大学の財政基盤強化のため、外部資金を戦略的に獲得するための体制を構築する。

210. 情報の一元的統括と情報の有効利用システムの構築を目指し、総合情報基盤センターの整備及び学術情報部署の事務組織一元化を行う。

211. 研究推進・産学官連携機構を中心に、知的財産創出・取得・管理・活用を戦略的に実施する。

212. 技術移転の促進を図るため、岡山TLOとの連携を強化する。

213. 学部の入学定員、入試方法、教育体制等について一体化を目指し、大学の将来構想・基本方向の検討を行う。

2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

214. 常勤理事「企画・総務」「教育・学生」「学術研究・情報」「安全・健康・医療」「財務・施設」5人、非常勤理事2人「経営管理」「特命」で組織する役員会の設置とともに、学長を中心とする管理運営体制を強化する。

215. 理事の直轄下に機動的に対応でき、専門性の高い新事務組織を構築する。組織については、逐次見直しを行う。

216. 本部と部局間の連絡調整、意見交換を行う「部局連絡会」を設置する。

217. これまでの委員会等を廃止し、新しい組織を構築する。

3) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

218. 学部長等を補佐する副学部長等を学部等に必要数置く。

2 1 9. 学部等運営のため、学部等に学部長室を設置する。

2 2 0. 学部等の委員会の見直し・再編を行う。

2 2 1. 教授会の審議事項を学部等の教育研究等に関する重要事項に精選し、一般的事項は、運営会議に於いて審議する制度とする。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

2 2 2. 各理事のもとに機能的な事務組織を設置するとともに、必要に応じて特定WGを設置し、その運営は、教員と事務職員が一体となって行う体制を構築する。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

2 2 3. 学長による予算の重点配分を実施し、教育研究の個性化と活性化を図る。

2 2 4. 外部資金のオーバーヘッド制度のあり方を検討する。

2 2 5. 優れた研究あるいは優れた成果の期待できる研究に対する経済的・人的支援のあり方について検討する。

6) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

2 2 6. 専門家の登用が必要とされる部署・専門分野等の設定を行う。

2 2 7. 専門家の人選・登用のため、専門家の選考方法、任用形態・給与体系等の検討を行う。

7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

2 2 8. 監査を通じて本学の業務をより効率的にするための法人監査室を設置する。

2 2 9. リスク、効率性、効果性等に視点をおいた監査方法の検討を進める。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

2 3 0. 中国・四国地区の国立大学間で行う諸会議を活用して連携・協力体制を維持する。

2 3 1. 中国・四国地区の国立大学間で行う共同事業として、事務系職員統一採用試験及び各種研修を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

2 3 2. 教員人事管理について、その一元管理方法を確立する。

2) 教育研究組織の見直しの方向性に関する具体的方策

2 3 3. 大学全体としての職員数の配置の基本的考え方を示し、それに則し

た人事制度を設計する。

234. 文学研究科，法学研究科，経済学研究科を統合・再編して文化科学研究科の博士前期課程とし，区分制大学院の文化科学研究科に移行する。

235. 大学院の改組，新設の検討，準備を行う。

I 医歯学総合研究科の改組（医歯薬学総合研究科の設置）

II 保健学研究科（博士課程）の新設

III 環境学研究科（仮称）の新設

IV 自然科学研究科の改組

236. 法曹養成を目的とする法務研究科を設置する。

237. 教育学研究科に教育組織マネジメント専攻を設置する。

238. 教員養成学部・課程のあり方に関する検討委員会を設置して検討を始める。

239. 法学部第二部を法学部夜間主コースに改組する。

240. 経済学部第二部を経済学部夜間主コースに改組する。

241. 医学・歯学・工学を融合した医歯生体工学分野の研究を推進するため，「医歯工学先端技術研究開発センター」を設置する。

242. グローバルな環境問題と循環型社会の構築の研究を推進するため，「廃棄物マネジメント研究センター」を設置する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

243. 教員の個人評価システムの検証を行う。

244. 他大学・民間企業等で行う評価制度の調査を実施する。

245. 本学に適した評価制度について，人事考課制度WGを設置し，検討する。

246. 学会等で授与される賞の実態調査を行い，受賞者に対するインセンティブについて検討する。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

247. 退職者・契約教員等を活用するための人事システムを検討する。

248. 兼職兼業緩和のためのルール作りを行う。当面，兼職兼業承認申請手続きを簡素化する。また，兼職兼業及び利益相反に対するガイドラインを作成する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

249. 教員採用は、国内外への公募を原則とし、公募要領及び選考方法の公表のため、公募の公表HPの活用を進める。

250. 教員の任期制の問題点を検証する。併せて、他大学又は他部局との計画的な人事交流を検討するため、他大学における任期制の導入状況を調査する。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

251. 外国人教員や女性教員の積極的登用を目的に、国内外への公募を原則化する

252. 弾力的な勤務時間の必要性、保育施設等の必要性を調査する。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

253. 英語力、接遇能力、情報処理能力等特殊能力者を採用可能にするため、特殊能力者を採用する場合の選考基準を検討する。

254. 事務職員の大学・大学院入学派遣制度、海外研修制度を検討する。

255. 民間（私立大学を含む。）派遣研修制度〔県内外〕確立のため、受入可能な大学、企業等を調査する。

256. 事務職員の大学間人事交流意見交換会を開催する。

257. 人事交流ルールの設定を行う。必要に応じ、人事交流の在り方の見直しを行う。

6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

258. 部局別の教員の適正な人数を示した上で、教員人事運用計画を策定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

259. 業務の統一化・標準化の検討を行う。

260. 事務情報及びその活用業務処理の電子化を進め、事務処理の効率化を推進する。

261. 医療関連の業務について、経費面から分析する。コンサルタント等外部者の活用も含め、アウトソーシング方法の費用対効果を比較検討する。

2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

262. 旧六大学間で行う諸会議を活用して連携・協力体制を維持する。

3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

263. 効率化・高度化・情報（共有）化・専門化等の求めに応えられる事務

組織のあり方について検討を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 科学研究費補助金等の外部資金増加に関する具体的方策

264. 研究推進・産学官連携機構を中心に、外部資金獲得方策を立案・実施し、倍増（中期計画期間中）を目指す。

2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

265. 共同研究，委託研究の増を図るとともに，岡山TLOを有効に活用する。

266. 経営状況の実態調査と業務プロセス分析を行う。

267. 資格取得支援や生涯学習のための各種講座などを提供するなど公開講座の見直しや，地方公共団体等及び県内の大学と連携して，多様な公開講座を実施することを検討し，受講者のニーズに応える

268. 岡山大学創立50周年記念館等を講演等の会場として積極的に貸し出す。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

269. 効率的な業務処理が可能な組織の検討を行う。

270. 業務の外部委託，事務の合理化及び情報化の推進，共通部分の節電等により，管理的経費や人件費の抑制に努める。

271. 職員への情報共有化を図り，経費抑制の必要性，節減の重要性について，個々人の意識改革を進める。

272. 職員に広く経費節減のアイデアを募集する。

273. 光熱水料等の経費削減に対し，インセンティブを附与するルールを設定する。

2) 非常勤講師手当等の抑制に関する具体的方策

274. 教員の専門分野や担当授業科目等と非常勤講師の役割の調査を行う。

275. 非常勤講師への依存を極力低減し，安易な非常勤講師の採用がなされないようチェック機能を整える。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

276. 資産管理金融機関との連携のもとに，最も安全・有利な資金の管理・運用策を策定する。

2) 施設設備の有効利用に関する具体的方策

277. 現有施設設備の点検を逐次行い効率を上げる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

278. 自己点検・評価を恒常的に行う評価センターを設置する。

279. 自己点検・評価に関する項目等の整理を行い、評価データの一元管理の方法を検討する。

280. 自己点検・評価結果の公表方法について調査を実施するとともに、これを分析する。

281. 国際的な外部評価についての調査を行い、評価方法等を検討する。

2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

282. 学長（部局長等）は、評価結果に基づいて、関係部署に注意・勧告を行い、指導する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

283. 利用者の視点に立ったホームページとなるよう全面的にリニューアルし、充実した内容にする。

284. 広く一般を対象とした広報誌を発行し、本学の魅力や成果等を広報する。

285. 外部情報機関に積極的に情報を提供し、社会に対する説明責任を果たす。特に、報道機関に対しては、毎月定期に記者発表を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設等の整備に関する具体的方策

286. 岡山大学の長期的視点に立った教育研究環境創造プランとして、施設の中・長期計画をもとに「魅力あるキャンパス構築のための基本計画」を立案する。

287. 教育研究環境充実のため共同利用研究員宿泊施設の整備、また学生サービスの向上として女子学生寮の居住環境改善等を推進する。

288. 施設マネジメント（企画・計画、整備、管理等）の全般に亘って業務を行う執行体制を確立する。

289. 病棟Ⅱ期工事を重点課題として推進する。

2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

290. 施設の点検調査に基づく、維持管理計画を立案し適切なメンテナンスを実施する。

291. 施設の点検調査に基づく、整備計画を立案し実施する。

292. 教職員等に施設の有効活用及び維持管理の重要性についての啓蒙活動を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

293. 労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理体制によって、安全衛生管理を実施する。

294. 各事業場における安全衛生管理計画を策定し、施設整備を含めた要整備箇所のリストを作成する。

295. 環境問題に関して関係法令の遵守のみならず大学として自主的に取り組む計画を策定し、実行する。

296. 安全管理に対する職員の理解、意識を向上させるための年度ごとの目標を策定し、安全教育を実施する。

297. 安全管理に関する本学の指針を検討し、災害及び危害防止も含めた基本的な安全管理マニュアル原案を作成する。

298. 作業場の環境チェックを行うとともに作業環境測定を実施する。

2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策

299. 教育研究施設、各実験室並びに各職場における安全管理マニュアルの整備について検討する。

300. 学生、教職員に対して、環境安全に関する啓蒙活動を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

50億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

(医病) 病棟Ⅱ期新営工事に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病棟の敷地及び建物について、担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善・効率化並びに高度先進医療等の充実に必要な経費に充当する。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
	総額	
・(医病) 病棟Ⅱ期	1,823	施設整備費補助金 (1,054)
・総合検査診断システム		船舶建造費補助金 (0)
・小規模改修		長期借入金 (769)
・災害復旧工事		国立大学財務・経営センター
・総合研究棟改修(工学系)		施設費交付金 (0)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 方針

本学の人的資源をより有効に活かし、教育研究をはじめ全ての分野において質の向上と個性化を推進し、国際競争力のある大学づくりを実現していくためには、学部、大学院を含めた教育研究組織を大学としてどのように編成していくかが重要である。このため、大学全体として教職員配置数を一元的に管理することとし、全学的方針により組織編成し、人員配置を行うこととする。

2) 人員に係る指標

新たな社会的要請や教育研究の質的向上のため必要な人員を確保する。

3) その他人材の確保、人材の養成などについての計画

- ① 教員については、広く公募することを原則とし、すでに導入している教員の個人評価の活用や任期制の推進を検討する。
- ② 事務系、技術系及び図書系の職員については、国立大学法人等職員採用試験の合格者から採用し、国及び人事院等が行う研修へも可能な限り参加させ、さらに、国や他の国立大学法人等とも積極的に人事交流を行うなどにより、職員の資質の向上を図る。
- ③ ①及び②以外の職員についても、広く公募することを原則とし、国等が行う研修へ可能な限り参加させ、他の国立大学法人等とも積極的に人事交流を行うなどにより、職員の資質の向上を図る。

(参考1) 16年度の常勤職員数 2,598人
また、任期付職員数の見込みを75人とする。

(参考2) 16年度の人件費総額見込み 26,220百万円

3 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した台風23号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙)

- 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

- 学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	19,892
施設整備費補助金	1,054
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	33
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	26,685
授業料及入学金検定料収入	8,105
附属病院収入	18,390
財産処分収入	0
雑収入	190
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	3,053
長期借入金収入	769
計	51,486
支出	
業務費	44,422
教育研究経費	19,760
診療経費	16,398
一般管理費	8,264
施設整備費	1,823
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	3,053
長期借入金償還金	2,188
計	51,486

[人件費の見積り]

平成16年度中総額26,220百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	50,429
経常費用	50,429
業務費	44,788
教育研究経費	4,012
診療経費	10,291
受託研究費等	1,683
役員人件費	128
教員人件費	17,345
職員人件費	11,329
一般管理費	1,704
財務費用	625
雑損	0
減価償却費	3,312
臨時損失	0
収入の部	51,934
経常収益	51,934
運営費交付金	18,972
授業料収益	6,866
入学金収益	1,021
検定料収益	218
附属病院収益	18,390
受託研究等収益	1,683
寄附金収益	1,345
財務収益	0
雑益	190
資産見返運営費交付金等戻入	171
資産見返寄附金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	3,073
臨時利益	0
純利益	1,505
総利益	1,505

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,682
業務活動による支出	46,530
投資活動による支出	2,768
財務活動による支出	2,188
翌年度への繰越金	2,196
資金収入	53,682
業務活動による収入	49,630
運営費交付金による収入	19,892
授業料及入学金検定料による収入	8,105
附属病院収入	18,390
受託研究等収入	1,683
寄付金収入	1,370
その他の収入	190
投資活動による収入	1,087
施設費による収入	1,087
その他の収入	0
財務活動による収入	769
前年度よりの繰越金	2,196

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

文学部	人文学科	175人
	人間学科	90人
	行動科学科	90人
	歴史文化学科	120人
	言語文化学科	225人
教育学部	学校教育教員養成課程	680人
	養護教諭養成課程	120人
	総合教育課程	320人
	(うち教員養成に係る分野800人)	
法学部	法学科	
	昼間コース	205人
	夜間主コース	20人
	法学科	615人
	第二部	240人
	第3年次編入	20人
経済学部	経済学科	
	昼間コース	205人
	夜間主コース	40人
	経済学科	615人
	第二部	240人
	第3年次編入	20人
理学部	数学科	80人
	物理学科	140人
	化学科	120人
	生物学科	120人
	地球科学科	100人
	第3年次編入	40人
医学部	医学科	570人
	第3年次編入	20人
	保健学科	640人
	第3年次編入	40人
		(うち医師養成に係る分野590人)
歯学部	歯学科	335人
	第3年次編入	15人
	(うち歯科医師養成に係る分野350人)	
薬学部	総合薬学科	320人
工学部	機械工学科	320人
	物質応用化学科	240人
	電気電子工学科	240人
	情報工学科	240人

環境理工学部	生物機能工学科	320人	
	システム工学科	320人	
	通信ネットワーク工学科	160人	
	第3年次編入	60人	
	環境数理学科	80人	
	環境デザイン工学科	200人	
	環境管理工学科	160人	
	環境物質工学科	160人	
農学部	総合農業科学科	480人	
文化科学研究科 博士後期課程	社会文化学専攻	12人	
	人間社会文化学専攻	12人	
	産業社会文化学専攻	12人	
博士前期課程	社会文化基礎学専攻	30人	
	比較社会文化学専攻	42人	
	経営政策科学専攻	28人	
自然科学研究科 博士後期課程	数理電子科学専攻	51人	
	基盤生産システム科学専攻	51人	
	物質分子科学専攻	48人	
	生体機能科学専攻	51人	
	生命分子科学専攻	48人	
	資源管理科学専攻	36人	
	地球・環境システム科学専攻	36人	
	エネルギー転換科学専攻	48人	
	博士前期課程	数理物理科学専攻	72人
		分子・生物科学専攻	76人
地球科学専攻		36人	
薬品科学専攻		66人	
医療薬学専攻		40人	
機械システム工学専攻		166人	
電子情報システム工学専攻		130人	
物質生命工学専攻		126人	
環境システム学専攻		68人	
環境保全工学専攻		62人	
生物資源科学専攻		70人	
生物圏システム科学専攻		82人	
医歯学総合研究科（博士課程）		生体制御科学専攻	160人
	病態制御科学専攻	144人	
	機能再生・再建科学専攻	120人	
	社会環境生命科学専攻	86人	
医歯学総合研究科（修士課程）	医歯科学専攻	40人	

文学研究科	人間学専攻	8人
	行動科学専攻	
	標準在学コース	5人
	長期在学コース	2人
	歴史文化学専攻	10人
	言語文化学専攻	18人
教育学研究科	学校教育専攻	20人
	障害児教育専攻	6人
	国語教育専攻	8人
	社会科教育専攻	16人
	数学教育専攻	8人
	理科教育専攻	20人
	音楽教育専攻	10人
	美術教育専攻	10人
	保健体育専攻	10人
	技術教育専攻	6人
	家政教育専攻	7人
	英語教育専攻	10人
	養護教育専攻	6人
	学校教育臨床専攻	18人
	カリキュラム開発専攻	14人
教育組織マネジメント専攻	6人	
法学研究科	法務専攻	16人
	公共政策専攻	12人
	地域法政専攻	12人
経済学研究科	経済学専攻	18人
保健学研究科	保健学専攻	52人
法務研究科	法務専攻	60人
		(うち法曹養成課程 60人)
特殊教育特別専攻科		15人
別科	養護教諭特別別科	40人
附属小学校	880人 学級数 22	
附属中学校	600人 学級数 15	
附属養護学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	160人 学級数 5	